平成２６年（フ）第３６３８号
東京都江戸川区西瑞江５―12―５　メゾン・ド・プチラメールＶ102、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢282―９　藤田アパート５号
債務者　樋木　次夫
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　美帆
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４６号
東京都江戸川区西葛西６丁目23―21―203
債務者　菅原　健司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　元寿
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４８号
東京都足立区江北２丁目22―１―811
債務者　多田　　薫（旧姓児矢野）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　弓恵
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６７７号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目34―５―101
債務者　折橋　裕昭
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　崇彦
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８２号
神奈川県横浜市磯子区上町11―３―108
債務者　河野　智子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田切　豪
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７００号
千葉県鴨川市貝渚2013―７
債務者　大澤　　博
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７号
宮城県登米市迫町北方字二分屋敷79番地１　サニーハウスＤ号棟
債務者　門田　吉郎
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県養父市八鹿町下小田135番地６
債務者　中島　和昭
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　破産債権の届出期間　平成26年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
新潟市中央区本馬越２丁目22―１　メゾン弥生201、住民票上の住所新潟市中央区女池２丁目２番12号
債務者　逢坂　　徹
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
福岡県田川市大字夏吉2081番地
債務者　山﨑　永幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２０号
福岡県田川市大字夏吉2081番地
債務者　山﨑　静子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県田川市大字夏吉2081番地　山﨑秀明方
債務者　千手智恵美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２０３号
東京都府中市白糸台１丁目74番地の13、申立時の住所広島市南区青崎２丁目23番15―201号
債務者　小野　盛子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部